

第2回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

- 1 日 時 令和5年8月25日（金）8時55分～10時8分
2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

- ①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6名出席）

- 小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○尾上 進 ○山平 俊治
○野崎 正信

4 欠席委員

- 農業委員 ⑧馬見新 貢
農地利用最適化推進委員 ○石原 岩雄

5 議事日程

- 諮問第6号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
諮問第7号 農業経営改善計画の認定について
諮問第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
議案第36号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第37号 農地法第3条に基づく許可の取消しについて
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 非農地証明願いについて
議案第41号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人
管理係長 鍋藤 雄太
主査 岩崎 展幸
主査 高口 良輔
主任 川畑 幸博
○農政課 主事 奥 裕太
主事 山下 紗弥美
主事 京田 雄哉

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻前ではございますが、総会の方を始めさせていただきたいと思います。只今事務局より報告がありましたように、現在農業委員 10 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第 2 回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、3 番高原熊夫委員、5 番白濱和利委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第 2 回 定例農業委員会総会は、本日 1 日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 3、諸報告であります。私は 8 月 7 日、鹿児島市で常設審議委員会、及び第 1 回臨時委員会があり、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 4、諮問第 6 号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (奥 裕太)

諮問第 6 号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10 番委員（中野 和徳）

前回、私、本件について質問したんですけど、代替地として指定されている土地を視察したところ、家と家の間は道があるように見えますが、車は全然通れないという状況でした。

今回、代替地として新たにいくつか出しているんですけど、これは全部農地なんですが、農地以外、例えば雑種地とか他の地目の土地は検討にあがらなかったのでしょうか。

農政課（奥 裕太）

農政課で調べたところ、申請地周辺における指定された代替地以外は、申請者は宅地と工場のみ所有しておりますので、それ以外の雑種地とか宅地は、検討にはあがらなかったところです。

10 番委員（中野 和徳）

代替地の件については、私はこれで納得したんですけど、前回の審議の中でありました、申請が出ている土地は農用地区域であり、他の農用地区域に比べると農用地区域らしい場所だといえると話しましたが、そのあたりについて、どのように判断するのか、他の委員の方も意見を言っていただければなあと思います。個人的に言うとう、やむを得ないのかなと考えます。

議長（田嶋 輝男）

暫時協議会に移行します。

～協議会～

～協議会終了～

議長（田嶋 輝男）

協議会前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

ほかにございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。それでは本件については、代替地を再検討したが、除外についてはやむを得ないとのこととあります。諮問のとおり変更することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、諮問第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第7号について、ご説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

お諮りいたします。農政課の説明は、認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、諮問第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは、諮問第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを説明いたします。

(資料にて説明)

説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

今回の変更の内容はどのような内容なのですか。

農政課（京田 雄哉）

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、それに伴い、県の基本方針が変更されたことに伴い、今回基本構想を変更しようとするものになります。

変更する内容につきましては、農業を担う者（育成に関する事項）につきまして、人・農地プランから地域計画に変わることにもない、語句の修正を行っています。

また、以前の農業経営基盤強化促進法の中では、利用権設定等促進事業というものがありませんでしたが、今回の改正で利用権設定等促進事業が廃止されました。しかし事業は廃止されたものの、同様の事務は引き続き行うため、「利用権の設定等を促進する」という形で語句の修正を行っています。

農政課（京田 雄哉）

今回の主な変更につきましては、人・農地プランから地域計画に変わることに伴い、その取扱いについて、語句の修正を行っているところです。

議長（田嶋 輝男）

暫時協議会に移行します。

～協議会～

～協議会終了～

議長（田嶋 輝男）

協議会前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。

要するにまとめますと、現行の基盤法については、令和7年度から中間管理事業の方で新しい法のもとでやっていくということになりますので、現在も委員の皆様方が基盤法及び中間管理事業の事務を行っておりますけれども、極力中間管理事業に移行しつつありますので、そのあたりをよく踏まえて、令和6年度末までは今までの体制に、極力中間管理事業の方に載せ替えていくことだと思っておりますので、皆さんよろしくお願いいたします。

他にありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。只今農政課から説明のあった、基本構想の変更について、原案のとおりの内容で報告してよろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり報告いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、議案第36号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議案第36号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和5年第8号について説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8、議案第37号 農地法第3条に基づく許可の取消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)

それでは、議案第37号についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。地図については別添資料1ページになります。

今回、許可取消し願いが提出されました。譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。これにつきましては、令和5年6月26日開催の第24期第36回総会において承認されたところですが、譲受人の一身上の都合により、契約解除されたことから、今回許可取消しとして提案するものです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

無いようですのでお諮りいたします。本件について、許可を取り消すことにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件は取り消すことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)

議案第38号についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。

整理番号1について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、親族共有の農地に係る登記申請に際して、持分10分の9を保有する譲受人が、譲渡人の持分10分の1を受贈することで、持分を全部取得するものです。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

事務局 (高口 良輔)

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべて満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員 (樫八重 玲子)

議案第38号にかかる調査は、8月10日に、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

申請人の農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

無いようですのでお諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10、議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 39 号について、ご説明いたします。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、前回の保留分を含めて 6 件です。

整理番号 1 の案件は、貸資材置場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から東南東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、土木・解体業の会社に勤めていますが、会社の資材置場が不足していることから、申請地を整備し、資材置場として貸すため今回、申請するものです。申請地は、整地され、貸資材置場として整備されます。申請地の雨水処理は、自然流下により流水されます。

整理番号 2 の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。用途地域の種類は第一種住居地域になります。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、申請地に一般住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地は整地され、一般住宅が建築されます。申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号 3 の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。用途地域の種類は第一種中高層住居専用地域になります。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

事務局（岩崎 展幸）

申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号4の案件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、自動車販売の仕事をしていますが、販売車を置く駐車場が不足していることから、申請地に駐車場を整備するため本件を申請されました。申請地は隣地と一体利用されており、平成28年頃に造成がなされ、既に駐車場として利用されています。このことについて、申請人から、申請地は農地ではありますが、農地法について十分に理解しておらず、転用許可を取らぬまま造成し駐車場として使用してしまったとの始末書が提出されています。申請地の雨水については、側溝へ流水されます。

整理番号5の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。用途地域の種類は第一種中高層住居専用地域になります。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。申請譲受人は、現在の住居が崖下にあることから、申請地に住居を移転するため、今回、申請するものです。申請地は整地され、一般住宅が建築されます。申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号6は、前回保留となっていました案件であり、資材置場への転用を目的とする使用貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北北西〇〇キロメートルの所です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、本件と同時に阿久根市長あて農用地区域からの除外願いが提出されており、この除外に伴う農用地利用計画変更については、本総会の諮問第6号でお諮りしたところです。農用地区域からの除外がなされた場合、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。借人は、本市にある〇〇です。借人は、現在、会社の資材置場が不足していることから本件を申請されました。申請地は、整地され、資材置場が整備されます。申請地の排水は、自然流下により流水されます。なお、この案件の申請地は令和2年7月20日に農地法第3条で申請され、同年の8月総会で審議された農地であります。耕作目的で農地法第3条の許可を受け、農地の所有権を取得した後、その農地を農地以外の用途に供することになった場合は、正当な事情があるかどうかを確認し、ある場合は、その事情を説明する理由書を添付してもらうよう指導するとされています。今回、別紙のとおり理由書は出されております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

3 番委員（高原 熊夫）

議案第 39 号に係る調査結果について、報告します。調査は 8 月 10 日に、2 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側は畑、北側及び西側は雑種地、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成 22 年 5 月 25 日第 23 回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側は道路、北側は宅地、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 3 の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成 22 年 5 月 25 日第 23 回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側及び南側は畑、北側は道路、西側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 4 の案件について報告します。申請地は、東側及び南側は宅地、北側は雑種地、西側は鉄軌道に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地を設けることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 5 の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成 22 年 5 月 25 日第 23 回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側は道路、北側は宅地、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 6 の案件について報告します。申請地は、東側は宅地、北側は道路、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、法面保護などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合するものと認めます。

3番委員（高原 熊夫）

以上です。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これから、整理番号6については前回保留になっておりますので、整理番号1から5についての質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。整理番号1から5についてお諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

次に、保留になっておりました整理番号6について、質疑に入ります。ご質疑等ございませんでしょうか。

10番委員（中野 和徳）

今回資材置き場として申請されておりますけれども、例えば、5条だから農地でなくなってしまうわけでしょう、資材置き場以外に転用したら原状回復だよという条件を付して許可をすとか、そういうのはできないでしょうか。

事務局（鍋藤 雄太）

只今の質疑につきましては、一般的に転用許可後に資材置き場以外の用途に転用していた場合は、明らかに無断転用となり、原状回復や行政代執行等、無断転用に対する手続きに沿って対応することもありえます。一方で農業用施設を建設する場合には、資材置き場と比較し、用途地域の変更を行い転用許可が可能であるという面もあります。ご指摘のように条件を付すという方法もあると思いますが、転用の用途次第では一律に無断転用の手続きによる解決方法のみではないとも考えられます。

原状回復を求める内容を許可書の条件に付すことについては、転用要件の一般的な条件の範囲内と考えられますので、条件を付さなくても一般的な無断転用での対応が進められると考えます。

議長（田嶋 輝男）

暫時協議会に移行します。

～協議会～

～協議会終了～

議長 (田嶋 輝男)

協議会前に引き続き会議を開きます。議事を継続いたします。
ほかに質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。整理番号6について、お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって整理番号6については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第11、議案第40号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第12、議案第41号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

但し、5番白濱和利委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、議案第 41 号 令和 5 年 農用地利用集積計画書 第 8 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は令和 5 年 8 月 31 日となります。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

次に議事参与分を審議いたしますので、5 番白濱和利委員は退席を願います。

（5 番白濱和利委員退席）

議長（田嶋 輝男）

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。計画書は 2 ページに戻っていただいて、所有権移転の 6 番となります。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
白濱和利委員の着席を認めます。

(5番白濱和利委員着席)

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 時 8 分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
